

通常の再生手続開始申立事件の申立てに必要な手続費用について

横浜地方裁判所第3民事部

- 1 申立手数料（収入印紙） 1万円
- 2 予納郵便切手（申立時） 合計 2800円
 （内訳） 110円×20枚，20円×20枚，10円×20枚

※ その他、開始決定時及び債権者集会開催時等には、債権者数に応じて、債権者への送付費用（郵便切手）を納付していただきます。

3 予納金基準額

予納金基準額はあくまで目安であり、事案に応じて異なることがあります。

(1) 法人

負債総額		基準額
5000万円未満		200万円
5000万円～	1億円未満	300万円
1億円～	5億円未満	400万円
5億円～	10億円未満	500万円
10億円～	50億円未満	600万円
50億円～	100億円未満	700万円
100億円～	250億円未満	900万円
250億円～	500億円未満	1000万円
500億円～	1000億円未満	1200万円
1000億円以上		1300万円

(2) 自然人

55万円以上

自然人（個人）の通常再生手続開始申立事件の申立てに係る**最低**の予納金は、55万円です。これは、申立人が非事業者の自然人で関連する法人もないという、もっとも単純な事案を前提としています。

他方、事業者である個人、法人の代表者、マンションや株の投資家等、事案の内容等により監督委員の業務内容・負担が大きく変わるため、最低額の55万円から予納金が大幅に増額されることがあります。

個人の場合の予納金の具体的金額については、必ず裁判所に事前相談し（裁判所は積極的に応じています。）、個別事情を踏まえた予納金額の見込みを裁判所から聞いた上で、方針を立てるようしてください。

特別清算手続開始申立事件の申立てに必要な手続費用について

横浜地方裁判所第3民事部

- 1 申立手数料（収入印紙） 2万円

- 2 予納郵便切手（申立時） 合計5500円
（内訳） 500円×4枚、110円×30枚、50円×2枚
10円×10枚

- 3 予納基準額
 - （1） 協定型 5万円
 - （2） 和解型 1万0596円